

『府有建築物屋根への太陽光パネル基礎設置工法』の提案募集要領

平成26年2月4日

【募集の趣旨】

大阪府では、平成24年7月よりスタートした「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」を活用し、『府有建築物の屋根貸しによる太陽光パネル設置促進事業』を平成25年度より実施しています。

この事業は、既存の府有建築物（庁舎、府営住宅等）の屋根を民間事業者へ貸し出し、民間事業者は、自らパネルを設置して電力会社へ売電することにより収益を上げ、府は、賃料収入等を得つつ初期投資なしで再生可能エネルギーを普及させるものです。発電期間は最長20年間を見込み、設置事業者の公募を行ってパネルを設置していきます。

府に一定のメリットがある一方で、現状においては、専門メーカー等から太陽光パネル基礎設置工法について、様々な工法が開発されておりますが、JIS等の明確な規格が存在しないことから、**防水性能等をどのように担保するのが事業実施に当たっての課題**となっております。

これらのことから、昨年に引き続き、**防水等の性能を確保する太陽光パネル基礎設置工法について、ノウハウを有する専門メーカー等の方々から、広く提案を募集**することとしました。

応募いただいた工法の中から、今後本府のパネル設置事業を進める際の標準的な工法を選定することを予定しておりますので、積極的なご提案をよろしくお願いいたします。

なお、昨年3月にも提案を募集し、応募いただいた工法の内、「RC造陸屋根を対象としたアンカーで固定する工法」の中から、安全性等の確認ができた7工法を認定しました。

今回は、前回認定した**RC造陸屋根**を対象とした工法他、**RC造傾斜屋根**及び**金属屋根**を対象とした工法についても募集いたします。

1. 募集する工法と要件

建築物の屋根（陸屋根^{※1}、傾斜屋根^{※2}、金属屋根^{※3}）への太陽光パネル基礎の設置工法について、次の要件をすべて満たすもの

- (1) 日本国内で自社開発かつ自社設計したもの
- (2) 提案書提出時点において開発中のものは不可
(提出日時点で、当該基礎は日本国内において1件以上の設置実績のあるものに限る)
- (3) 関係法令等に適合するものであり、特許権等の権利に関する問題が生じないもの
- (4) 科学的立証が可能で、確実に目的を達成できる具体的な技術・工法であること
- (5) **提案者は営業拠点を大阪府内に有すること**
- (6) 屋根の前提条件は次による
 - ※1：陸屋根はRC造とし、躯体に緊結する事が可能な工法であること。
 - ※2：傾斜屋根はRC造とし、躯体に緊結する事が可能な工法であること。また、適応する屋根の傾斜角度を明確にすること。
 - ※3：金属屋根の形状は次に限定するものとする。

- ①屋根葺き形式：立ちハゼ葺き
工法：キャップ分離式ひし型かん合式
材料：カラーガルバリウム鋼板 厚さ 0.4
- ②屋根葺き形式：段葺き
材料：カラーガルバリウム鋼板 厚さ 0.5
- ③屋根葺き形式：樹脂被覆折板葺き
- ④屋根葺き形式：樹脂被覆鉄板瓦棒葺き

2. 提案の方法

- (1) 提案者 工法を開発した専門メーカーまたは専門業者（複数企業による提案も可能）
- (2) 提案内容 太陽光パネル基礎設置工法について、提案書（指定様式）により技術項目等について記載ください。
なお、公的試験機関等による各種試験結果があれば、これらの項目を客観的に証明できる資料も併せてご提出ください。
- (3) 募集受付期間 平成26年2月20日（木）～平成26年3月6日（木）
（土曜、日曜、祝日を除く）
午前10時から11時30分及び午後2時30分から4時30分まで
- (4) 提出方法 提案書（指定様式）及び添付資料をファイル綴じ（インデックスにより整理）の上、下記事務局まで持参により提出してください。ファイル表紙には、提案募集名称と提案者名を記載してください。
なお、複数の工法を提案される場合は、工法毎に提案書を作成の上ご提出ください。

提案書（指定様式）の構成：

- 提案書表紙
- 様式1（仕様概要書）
- 別紙1（提案者の概要と開発・販売体制）
- 別紙2（工法の仕様・性能）
- 各種添付書類

- (5) 提出部数 紙媒体（ファイル綴じ）6部、電子データ（CD-R）1部*
*電子データのファイル形式は、Adobe Acrobat PDF形式、Microsoft Word DOC形式又はMicrosoft Excel XLS形式によるものとする。

【事務局（書類提出先及び問合せ先）】

大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎26階

大阪府住宅まちづくり部公共建築室設備課設備計画グループ（屋根貸し担当）

電話 06-6941-0351（内線 4643）



○地下鉄中央線より

「コスモスクエア」駅下車、南東へ徒歩約8分

○ニュートラム南港ポートタウン線より

「トレードセンター前」駅下車、ATCビル直結

3. 今後の予定と提案書の取扱い

- (1) ご提案いただいた工法は、本提案募集受付終了後、別途本府が設置する**外部有識者による検討委員会において**、今後公募する『府有建築物の屋根貸しによる太陽光パネル設置促進事業』における**標準的な工法として採用可能かどうかを審査**します。
- (2) 標準的な工法として選定する工法は、1つとは限りません。
- (3) 検討結果については、全ての応募者に通知すると共に、選定された工法については概要（工法名、提案者名等）を公表いたします。
- (4) 標準的な工法として選定した工法については、今後、『府有建築物の屋根貸しによる太陽光パネル設置促進事業』における標準的な工法として募集要領等に特記します。
- (5) 今後の予定スケジュール

時期	内容
26年2月	『府有建築物屋根への太陽光パネル基礎設置工法』の技術提案募集（本件）
26年3月頃～（予定）	26年2月に募集した『府有建築物屋根への太陽光パネル基礎設置工法』の技術提案について、標準的な工法として採用可能かどうかについて大阪府が設置する検討委員会で検討予定
26年第2四半期頃～（予定）	『府有建築物の屋根貸しによる太陽光パネル設置促進事業』の設置事業者公募と事業者選定予定
26年第3四半期頃～（予定）	『府有建築物の屋根貸しによる太陽光パネル設置促進事業』の設置事業者によるパネル設置予定

4. 注意事項

- (1) 必要に応じて、直接ヒアリングをさせていただきます。その場合は、改めて連絡させていただきますので、指定の日時に事務局まで来庁願います。
- (2) 工法内容の確認のため、追加資料や追加の公的な試験（試験に要する費用は応募者負担）を求める場合があります。
- (3) **ご提案にかかる費用等は提案者のご負担となります。**
- (4) ご提案いただいた資料は、非公表とします。
- (5) ご提出いただいた書類は返却いたしません。
- (6) 上記検討委員会にて**検討対象となるのは、「2 提案の方法」に記載されている募集受付期間内に提出いただいたもののみ**となりますので、ご注意願います。
- (7) 提案いただいた工法が、「技術検討委員会（仮称）」において標準的な工法と選定された場合でも、次のいずれかに該当する場合は、選定の取り消しなど必要な措置を取ることがあります。
 - 【1】提出書類に虚偽の記載があった場合
 - 【2】選定過程で公平性に悪影響を与える行為があった場合
- (8) 今回のご提案は、大阪府と提案者の間で工事請負等の契約関係を一切発生させるものではありません。
- (9) 『府有建築物の屋根貸しによる太陽光パネル設置促進事業』については、本府において26年度での予算化ができなければ実施しない場合がありますので、あらかじめご了承願います。

以 上